20監査公表第８号（平成20年５月15日付　福岡市公報第5543号　公表）分

１　財政局

監　査　の　結　果	措　置　の　状　況
b　東区名島（土地 118.72 ㎡） 市有地上に第三者の所有する建物が存在しており、市有地が正当な権限なく使用されている状態である。 当該土地については、過去、建物所有者と売却交渉を行っているが、金額面等で協議不成立となったまま、長期間、交渉が中断している。 当該建物所有者は、建物を他の者へ貸付け、収入を得ている状況であるため、売却交渉を再開し、当該土地の早期売却が困難な場合は、貸付け等を行うなど解決に向けた適切な対応が必要である。 （財産管理課）	【措置未了（令和８年９月３日通知）】 相手方との協議を再開しており、解決に向けて引き続き交渉を行っていく。